

樹木採取権制度ガイドラインの概要

令和7年4月

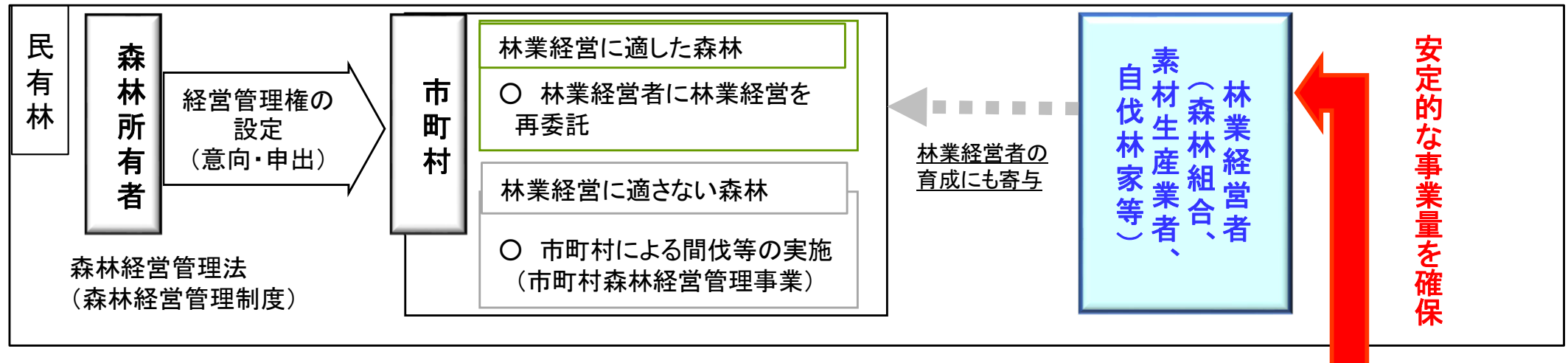
林野庁

目次

はじめに	1	第13章 土地等の使用	18
第1章 樹木採取権について	3	第14章 木材の安定的な取引関係の確立	19
第2章 樹木採取区の指定・公示及び 新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)	4	第15章 樹木料及び樹木の採取	22
第3章 公募	6	第16章 定期報告等	26
第4章 申請	7	第17章 植栽等	27
第5章 審査・評価・選定	8	第18章 リスク分担	28
第6章 樹木採取権の設定	9	第19章 樹木採取権の取消し等	29
第7章 権利設定料	11	第20章 存続期間満了後等の取扱い	30
第8章 保護義務	12	第21章 樹木採取権者に係る支配権の変動等	31
第9章 登録	13	第22章 樹木採取権の移転	32
第10章 運用協定の締結	14	第23章 樹木採取権の放棄	33
第11章 樹木採取権実施契約	15	第24章 会計上・税制上の取扱い	34
第12章 施業計画等	16		

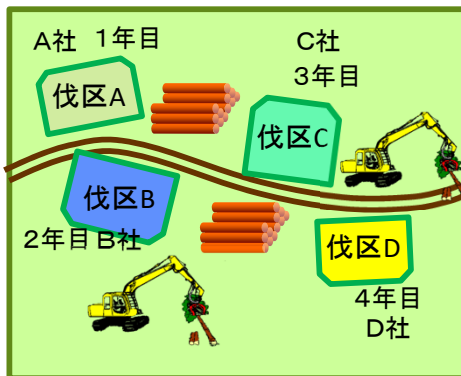
はじめに（樹木採取権制度創設の背景）

- 森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域（樹木採取区）において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。



国有林

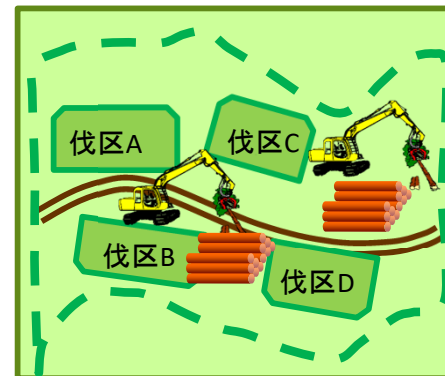
① 立木販売(単年度)の仕組み(引き続き実施)



- ・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

② 樹木採取権の仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)

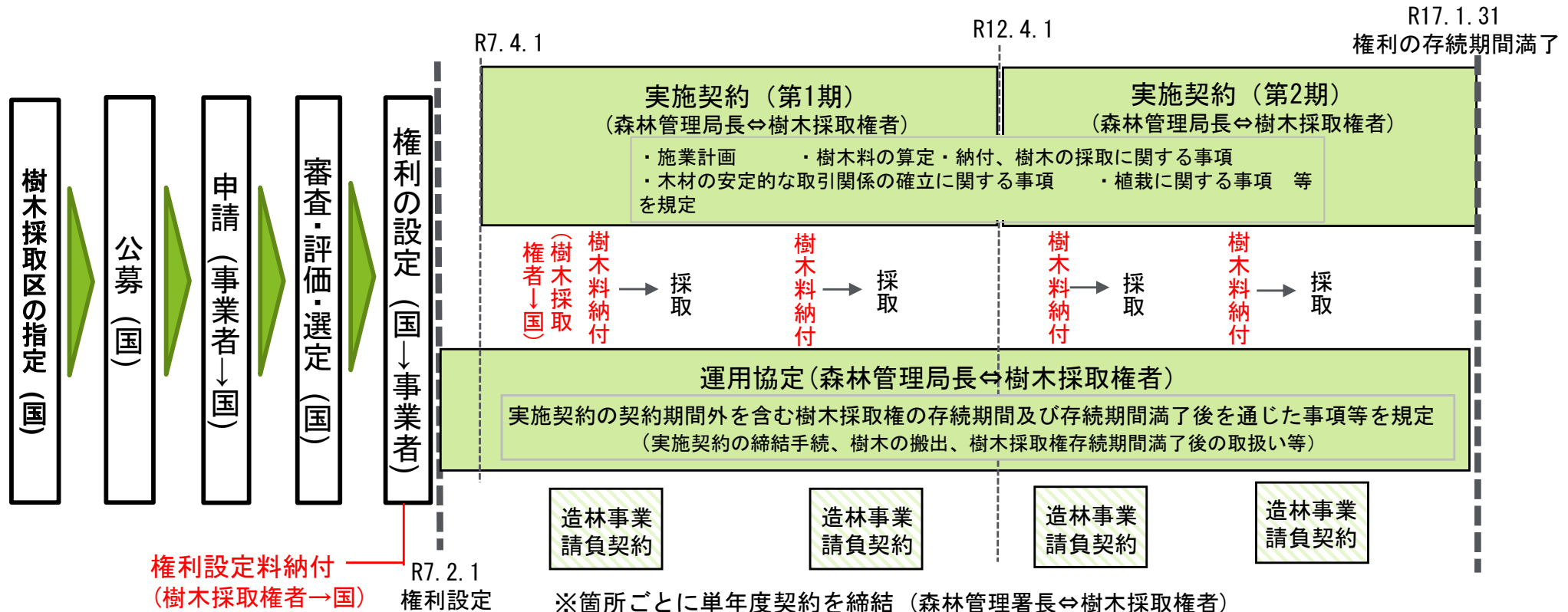


- ・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の林業経営体に対応可能な200~300ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定
- ※現行の国有林の伐採のルールを厳守
- ※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

はじめに（樹木採取権制度の流れ）

- 森林資源の条件、経済的社会的条件の基準に該当する国有林野の一定の区域を樹木採取区として指定。
- 樹木採取権の設定を希望する者を公募。申請内容を審査・評価の上、最も適当な者に樹木採取権を設定。
- 事業を開始する前に、具体的な施業の計画、樹木料の算定・納付、樹木の採取に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、植栽に関する事項等を内容に含む樹木採取権実施契約（実施契約）を5年ごとに締結。
- 実施契約の締結の手続、搬出、土地の使用等実施契約期間外を含む樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた国と樹木採取権者との間の権利義務を定める樹木採取権運用協定を樹木採取権設定後直ちに締結。
- 採取跡地における植栽は樹木採取権者への委託により、国が責任をもって行う。

<樹木採取権制度の流れのイメージ（R7年2月1日に存続期間10年の樹木採取権を設定した場合の例）>



第1章 樹木採取権について

- 樹木採取権は、国有林野の一定の区域（樹木採取区）に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなす。樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得（＝採取）することにより、自己の所有に移すことを権利内容とする。
- 樹木採取権の設定を受けた者（樹木採取権者）には、権利設定料の納付義務、事業の開始の義務、実施契約及び運用協定締結の義務、樹木採取区の保護に関する義務等が課される。
- 樹木採取区の増加又は存続期間の増減については、設定した権利内容そのものが変わるため、改めて権利設定手続が必要となる。樹木採取区の減少については、樹木採取権の一部取消し等により生じ、樹木採取区の変更の公示を行うこととなる。

＜権利の範囲＞

	範囲内	範囲外
行為	- 樹木の採取 - 樹木を採取するために必要な範囲の樹木採取区内の土地の使用	- 植栽 - 保育
対象となる樹木	樹木採取区において生育している樹木 （天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅した跡地に植栽した樹木も含むが、契約により原則として採取してはならないこととする）	樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木

＜樹木採取権者に課される義務＞

義務の内容
権利設定料の納付義務
事業の開始の義務
実施契約及び運用協定の締結義務
保護義務

＜権利の変更について＞

権利の変更		可否
区域の変更	増加	改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない
	減少	権利の一部取消し等により生ずる。この場合には、樹木採取区の変更の公示を行う
存続期間の増減		改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない

第2章 樹木採取区の指定・公示及び新規需要創出動向調査(マーケットサウンディング)

- 森林管理局長は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、
 - ① 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること（森林資源の条件）
 - ② 国有林及び民有林に係る施策を一体的に推進することにより地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること（経済的社会的条件）に該当するものを、樹木採取区として指定することができる。
- 年間の採取面積は20ha程度、樹木採取権の存続期間は10年間程度、樹木採取区の面積は200～300ha程度を基本とする。
- 樹木採取区指定の検討に当たっては、地域管理経営計画の編成時期にあわせてマーケットサウンディングを実施し、木材需要増加の確実性などを確認。

＜樹木採取区指定の考え方＞

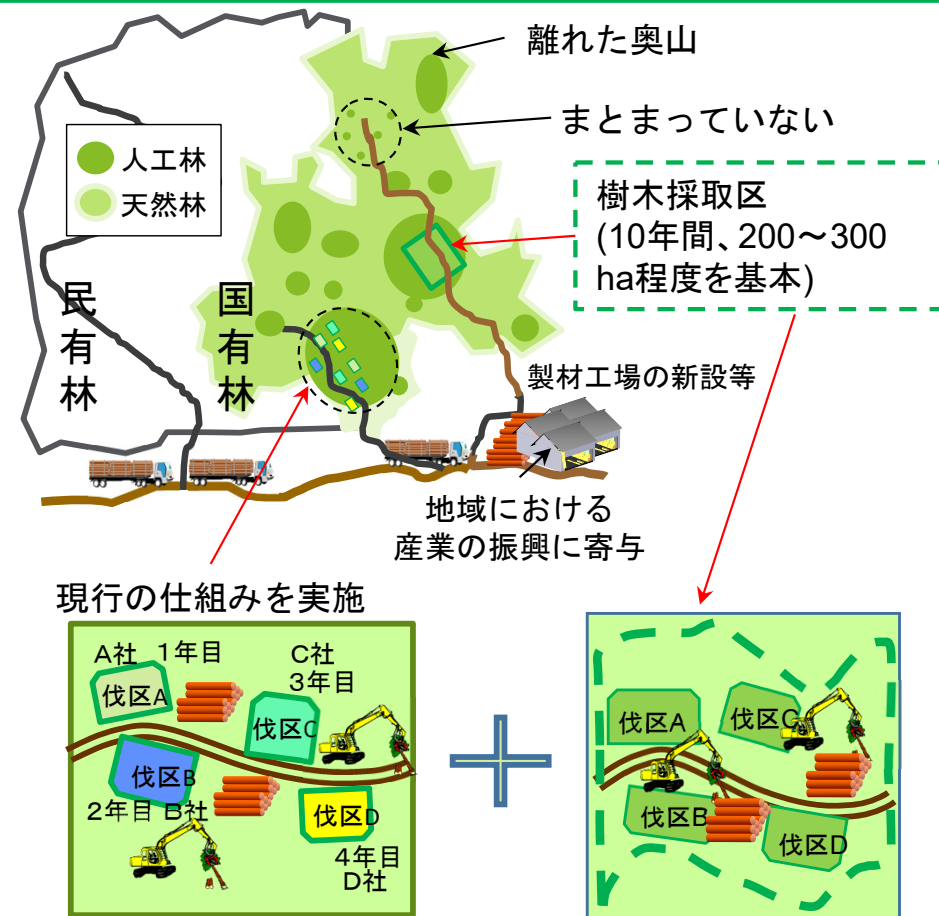
①森林資源の条件

- ・一の森林計画区で、近接する複数の名称の国有林野において、一定期間、機械や土場を移転させずに効率的に事業を実施できる程度の林分のまとまりが確保できるもの
- ・一般に流通している樹種の人工林（スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなど）

②経済的社会的条件

地域における産業の振興に寄与する区域であること等を条件とし、「地域」は都道府県を基本として、次の点を勘案する。

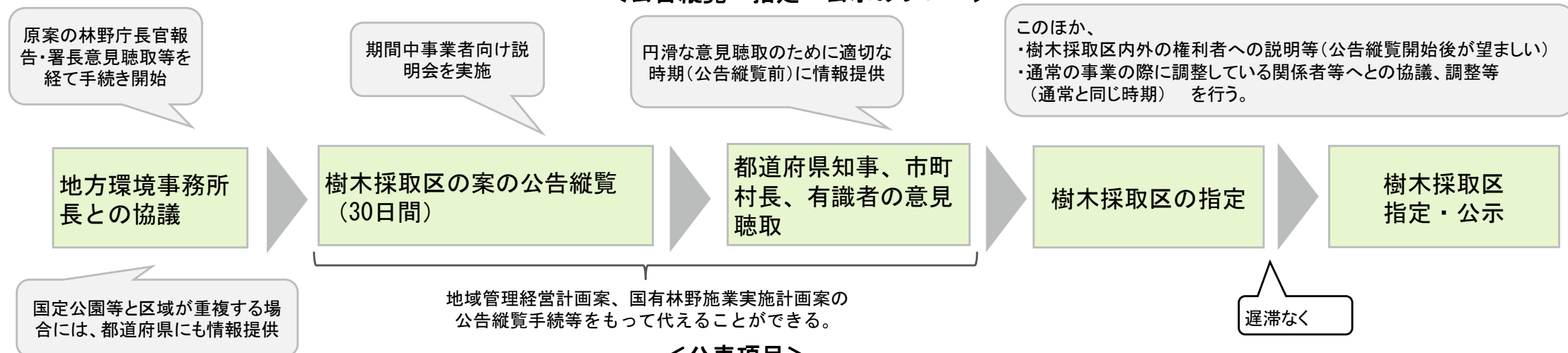
- ・木材供給量増大のニーズがあること
- ・森林経営管理制度等への支援のための事業確保の必要性が高いこと
- ・地域として林業事業体の生産力向上の必要性が高いこと 等



第2章 樹木採取区の指定・公示(指定・公示の手続)

- 森林管理局長は、樹木採取区の指定をしようとするときは、その旨公告し、樹木採取区の案を30日間公告縦覧を行い、樹木採取区が所在する都道府県の知事、市町村の長、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 樹木採取区を指定したときは、当該樹木採取区を表示する図面と併せて公示する。
- 公告縦覧の時点から可能な限り情報を公開することで、公募時までに民間事業者が経営判断を行う期間をより長期に確保できることから、公告縦覧に当たっては、公募時の公表資料の一部の案について可能な限り公表する。

<公告縦覧・指定・公示のフロー>



<公表項目>

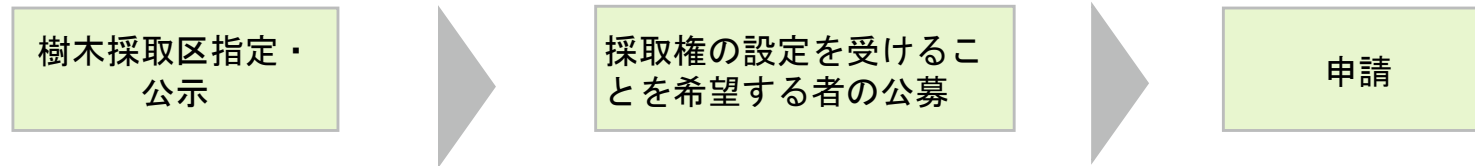
項 目	指定に係る公告縦覧時	公示時
樹木採取区の名称、所在地及び面積	○	● (名称は◎)
図面	○	●
樹木採取権の存続期間	○	○
森林資源の状況	○	○
林道等の状況	○	○

注:「●」は法令により公表するとされた事項、「◎」は通知により公表する事項、「○」は通知により案を明らかにする事項

第3章 公募

- 森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募する。
- 公募において公表する事項については、民間事業者が樹木採取権の設定の申請を行い、事業を行うために重要な情報であり、できる限り具体的に記載する。

<公示・公募のフロー> ※ 公告縦覧から樹木採取権の設定の申請の締切までに5～6か月程度を確保することを目安とする



<公募における公表項目> 注:「●」は法令により公表するとされた事項、「◎」は通知により公表する事項、「○」は通知により案を明らかにする事項

項目	積	樹木採取区の名称、所在地及び面	図面	樹木採取権の存続期間	権利設定料の額等	樹木料の算定の基礎となるべき額及び算定方法等	樹木採取権を行使する際の指針	樹木の採取に関する基準等	森林資源の状況	樹木の伐採制限がある旨及びその内容	公募を開始する日及び公募の期間	評価一覧表	実施契約書（案）	その他必要な事項									
														参加資格要件	実施契約終了の日	運用協定（案）	事業を開始しなければならない期間	造林事業請負契約書（案）等	林道等の状況	申請書の作成、申請方法その他必要な事項	樹木採取権設定までに要する期間の見込	その他特記事項	
公告縦覧時	○	○	○						○										○				
公示時	●	●	○						○										○				
公募時	●	◎	●	◎	◎	◎	●	◎	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※ 名称については◎

※ 権利設定料の額及び算定方法については●

※ 樹木料の算定の基礎となるべき額及び算定方法については●

※ 樹木の採取に関する基準については●

第4章 申請

- 森林管理局長は、公募ごとに樹木採取権設定申請書作成要領を定めて具体的な申請様式、記載要領及び添付書類を明らかにする。
- 樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、樹木採取権設定申請書作成要領に定められた申請書様式に必要な事項を記載し、必要な書類等を添付して、公募要項に定められた期日までに森林管理局長に提出しなければならない。

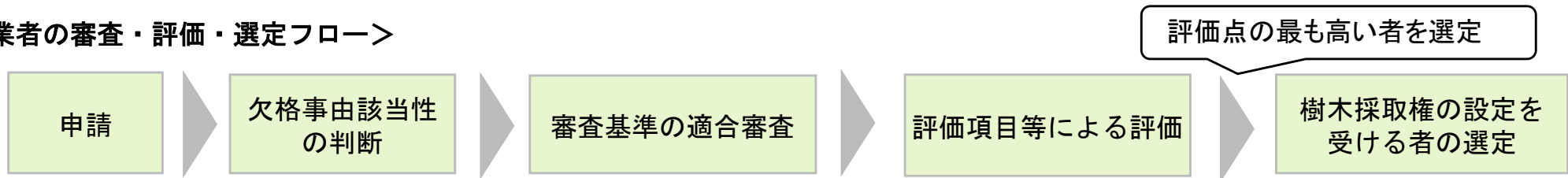
＜申請書の記載事項＞

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ
記載事項	樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針	樹木採取区の名称、所在地	氏名又は名称及び住所	経営管理の状況	資産及び収支その他の経理の状況	申請額	木材利用者等及び木材製品利用事業者等との取引関係に関する事項	木安法第4条第1項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）に関する事項	木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓に関する事項	木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称	木材利用事業者等の事業所であつて木安法第4条第1項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地とする木材製品利用事業を行う区域	木材製品利用事業者等の事業所であつて木安法第4条第1項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域	事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法	事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項	経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項	労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項	採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

第5章 審査・評価・選定

- 森林管理局長は、申請があったときは、申請者が欠格事由に該当するか否かの判断を行い、欠格事由に該当しなければ、申請が審査基準に適合しているかどうかを審査する。
- 審査基準に適合していると認められる者の中から、申請額、事業の実施体制、地域の産業の振興に対する寄与の程度等を、公募時に示した評価項目、評価基準及び配点に従って評価し、その点数の合計により、樹木採取権の設定を受ける者を選定する。

<事業者の審査・評価・選定フロー>



<欠格事由>

- ① この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 分収造林契約を解除され、その解除の日から2年を経過しない者
- ③ 第8条の22第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ④ 十分な社会的信用を有していない者
- ⑤ 法人であって、その業務を行う役員のうちに①から④のいずれかに該当する者があるもの

<審査基準>

- ① 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること
- ② 申請額が森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること
- ③ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること
- ④ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと

<評価項目例>

<価格点>

- ・ 申請額

<加算点>

- ・ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保
- ・ 事業の実施体制
- ・ 地域における産業の振興に対する寄与の程度
- ・ 林業経営の改善に関する事項
- ・ 雇用管理の改善

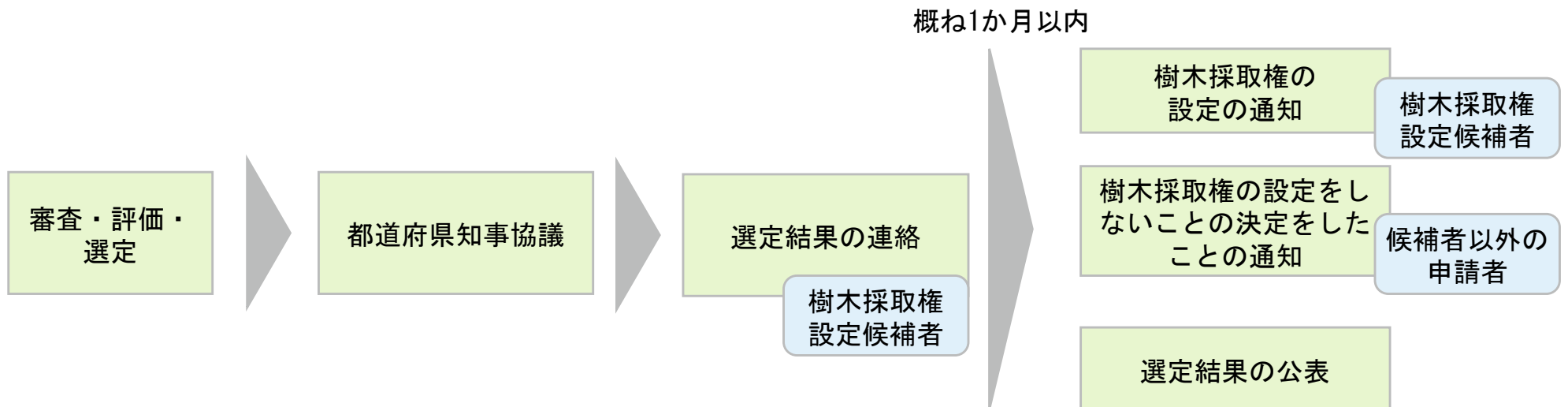
<減点>

- ・ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保

第6章 樹木採取権の設定(設定の手続)

- 森林管理局長は、樹木採取権の設定を受ける者（樹木採取権設定候補者）を選定したときは、樹木採取区の所在する都道府県の知事に協議を行う。森林管理局長は、都道府県知事の意見を踏まえ、最終的に樹木採取権の設定又は設定しないことの決定を行う。
- 上記の協議後、森林管理局長は、樹木採取権設定候補者に対して、選定結果の連絡を行う。
選定結果の連絡の後に、候補者に対しては樹木採取権の設定の通知を、それ以外の申請者に対しては樹木採取権を設定しないことの決定をしたことの通知を同日付で行う。
- 樹木採取権の設定の通知には、樹木採取区の名称、所在地及び面積、存続期間、樹木採取権者の氏名又は名称及び住所、事業を開始しなければならない期間並びに権利設定料の額及び納付期限（30日以内）を定める。
- 樹木採取権の設定の通知と同時に、選定結果の公表を行う。樹木採取権者として選定された者はその氏名及び選定結果を、それ以外の者は匿名で欠格事由及び審査基準への適合の是非並びに評価を明らかにするものとする。

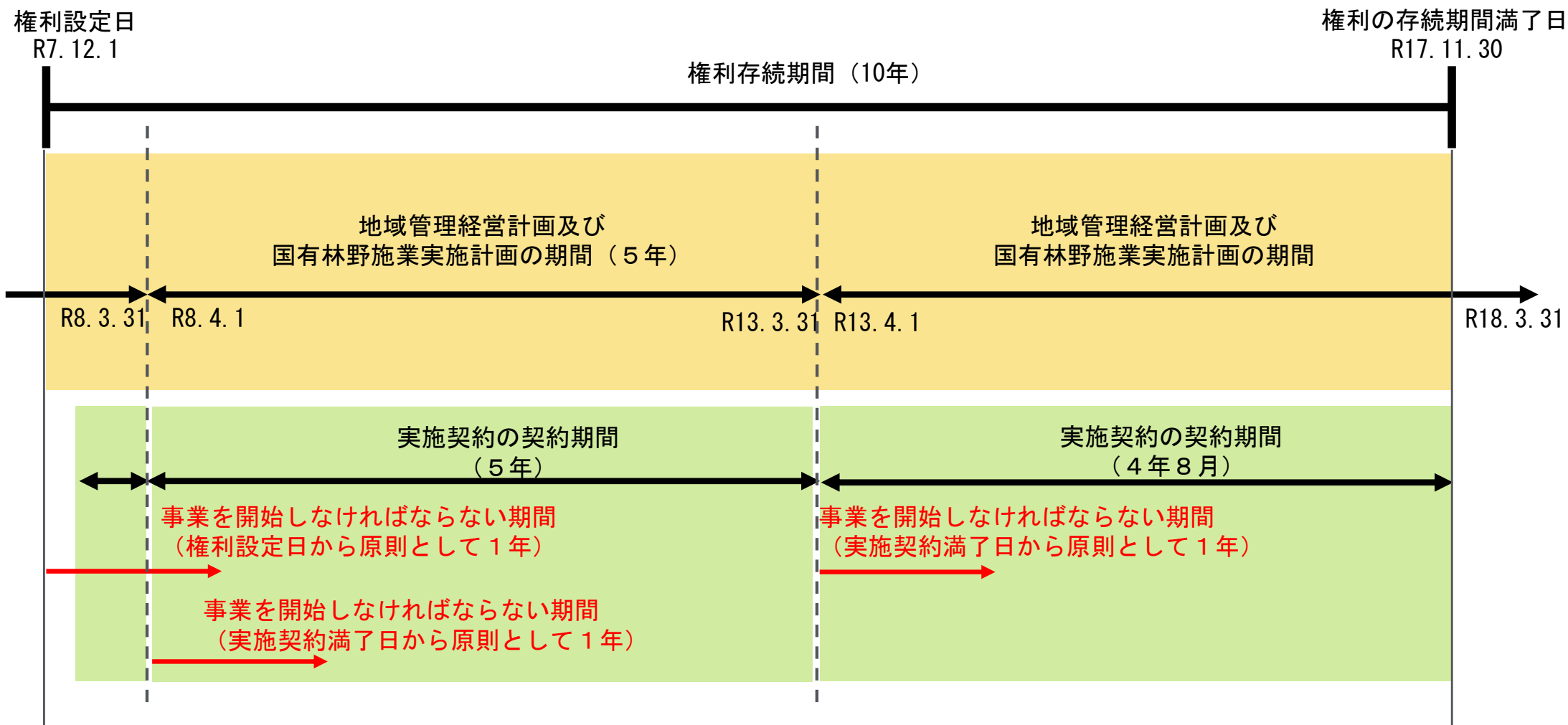
<樹木採取権の設定の手続フロー>



第6章 樹木採取権の設定(事業の開始)

- 法第8条の13第1項の事業を開始しなければならない期間について、森林管理局長は、樹木採取権の設定の際には、樹木採取権の設定の日から原則として1年間、実施契約が満了した際には、実施契約の満了の日から原則として1年間とする。
- 上記について、樹木採取権設定通知において明らかにする。

＜権利の存続期間、地域管理経営計画等の期間、実施契約の契約期間と事業を開始しなければならない期間の指定のイメージ＞



※ 詳細は第11章 樹木採取権実施契約を参照

第7章 権利設定料

- 樹木採取権者は、国民共有の財産である国有林野に生育する樹木を長期安定的に独占して採取することにより、効率的かつ安定的な事業の実施が可能となることから、その事業利益が増加する。このため、国は、公平性及び公正性の観点から、樹木採取権者から権利設定料を徴収する。権利設定後30日以内に納付（1回限り）。
- 権利設定料の額は、事業者に通じて低減が見込まれるコストに見合うものとして、既存の立木の買入において都度必要であった現地確認、入札への参加、事務的な手間、費用等に係る①人件費等の低減相当分を勘案するほか、②面積が増加するほど費用低減の度合いも増加することを踏まえ、国が機械的に算定する。
- 公益上の理由による樹木採取権の取消しや災害等のやむを得ない事由による樹木採取権の放棄などの場合、権利設定料の返還が行われる。

＜権利設定料の計算方法＞

権利設定料 = $(A_2 - A_1) \times (\text{伐採率等に応じた補正率等})$

A_1 : 樹木採取区の全体を1つの事業として実施したときの一般管理費等のうちの人件費(給与)相当額

A_2 : 樹木採取区内を別々の事業として実施したときの一般管理費等のうちの人件費(給与)相当額を、樹木採取区全体の面積まで積み上げた場合の額

＜権利設定料の計算の考え方＞

○ 現行の仕組みで樹木採取区的面積を確保

○ 樹木採取権により一括して面積を確保

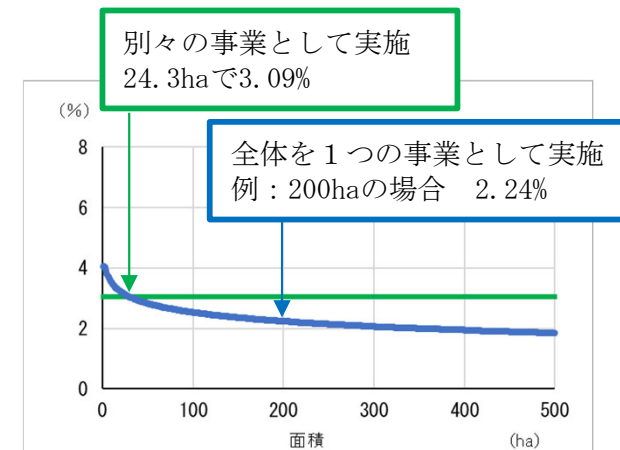
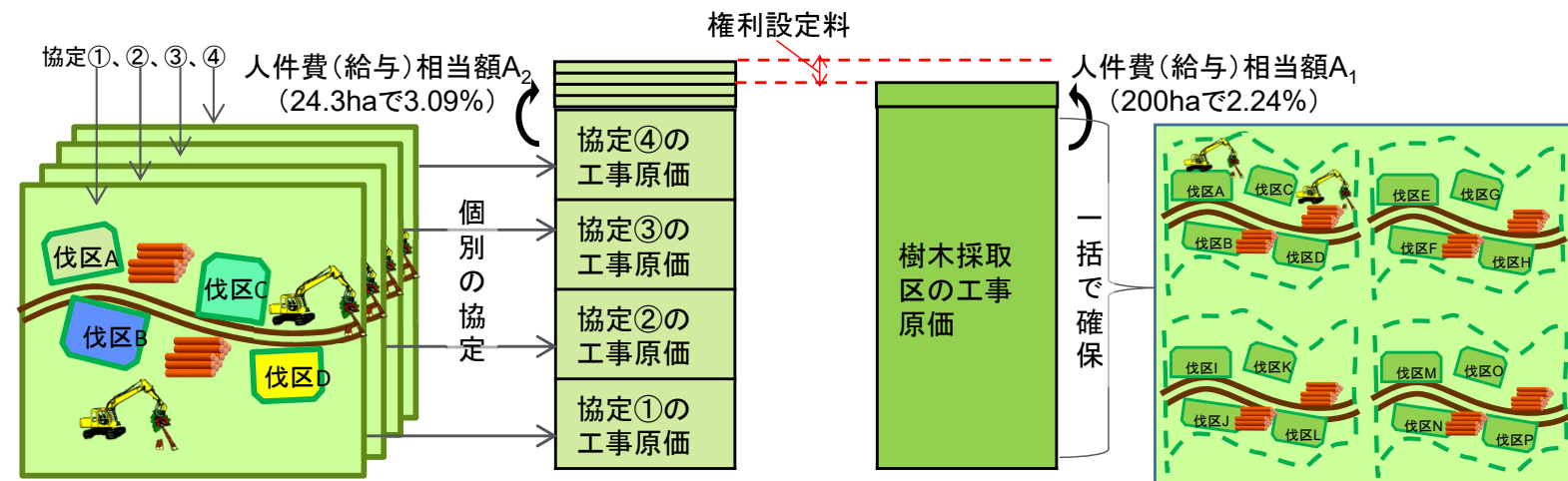


図 工事原価に対する一般管理費等のうち人件費(給与)相当額の割合の比較

※ 工事原価 = ha当たり素材生産費(1,984千円/ha) × 面積

第8章 保護義務

- 樹木採取権は、みなし物権であるため、樹木採取権者はその権利の目的となる樹木について、他者からの権利侵害に対して、妨害予防及び妨害排除を内容とする物権的請求権の行使が可能であることから、樹木採取権者に樹木採取権を権原とした物権的請求権に裏打ちされた保護義務が課されている。
- 樹木採取権者に課される保護義務は、主として注意力と労力によって達成されるもので、金銭的負担を要する施設の設置等は含まれないものと解される。
- 保護義務の対象は樹木採取区であり、①火災の予防及び消防、②盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止、③有害動物及び有害植物の駆除及びまん延の防止並びに④境界標その他の標識の保存とされている。

義務	内容
火災の予防及び消防	■ 樹木採取区又はその付近に火災が発生した場合、直ちに消防署へ通報するとともに、遅滞なく森林管理局又は森林管理署の職員に通知し、また可能な範囲で消火等の応急の処置を行う。 ■ 火災を予防するため、第三者による樹木採取区内における火気類の取扱い等に対して注意喚起等を行う。
誤伐、盗伐その他の第三者による加害行為の予防及び防止	■ 第三者による盗伐、誤伐等の加害行為による被害が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合に、遅滞なくその旨を森林管理署の職員に通知する。
有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止	■ 森林病虫害やニホンジカの被害（防護柵の損傷等を含む）等を発見した場合には遅滞なく森林管理署の職員に通知し、注意力と労力の範囲内での局所的な有害動植物の駆除等を行う。広域にわたる駆除等については、国が中心となて行う。
境界標その他の標識の保存	■ 国が設置した樹木採取区の境界標や標識をはじめ、樹木採取区内に存在するすべての境界標等について、これらの移動、あるいは毀損を発見したときは、自ら設置したものはただちに正常な状態に復旧し、国や第三者が設置したものは速やかに森林管理署の職員に通知する。

第9章 登録

○ 法第8条の20第1項において以下を樹木採取権登録簿に登録することとされている。

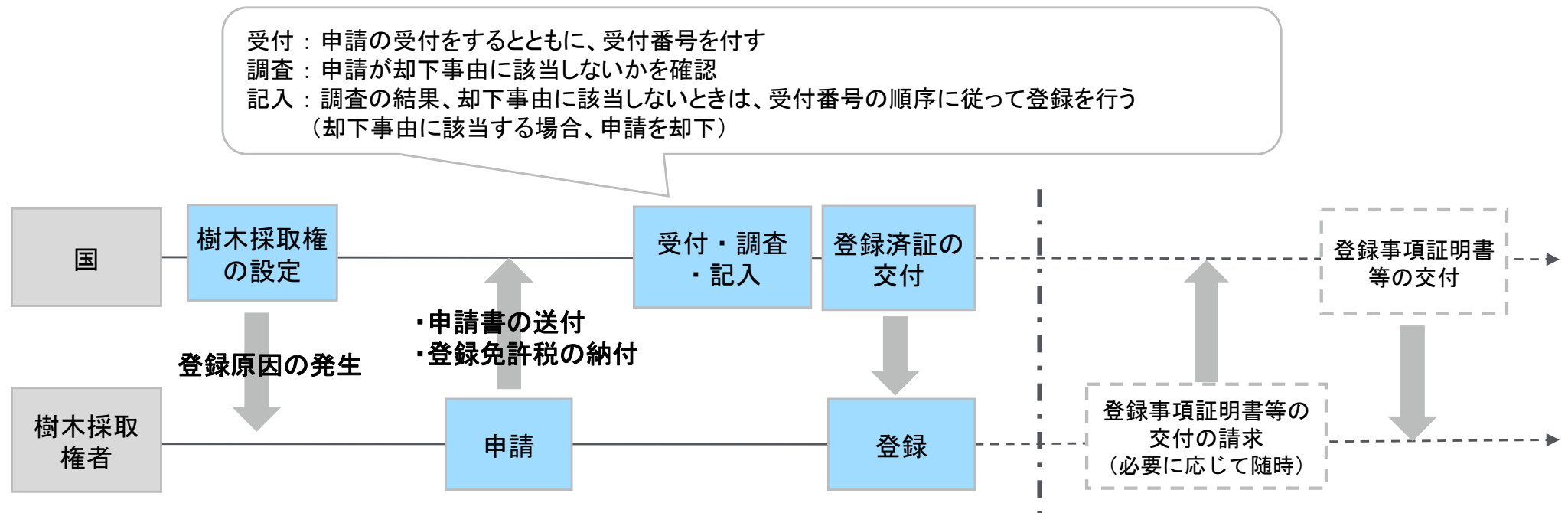
- ① 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- ② 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

また、同条第2項においてこの登録は登記に代わるものとする事とされており、法第8条の15において樹木採取権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用するとされていることから、①及び②については、登録しなければ第三者に対抗することができない（民法第177条）。

○ 登録を申請する場合には、登録の申請に必要な事項として農林水産省令（登録規則）で定める事項を記載した申請書を大臣（林野庁）に提出しなければならない。

○ 登録に当たっては、登録免許税法の規定に基づき、登録免許税を納付する必要がある。

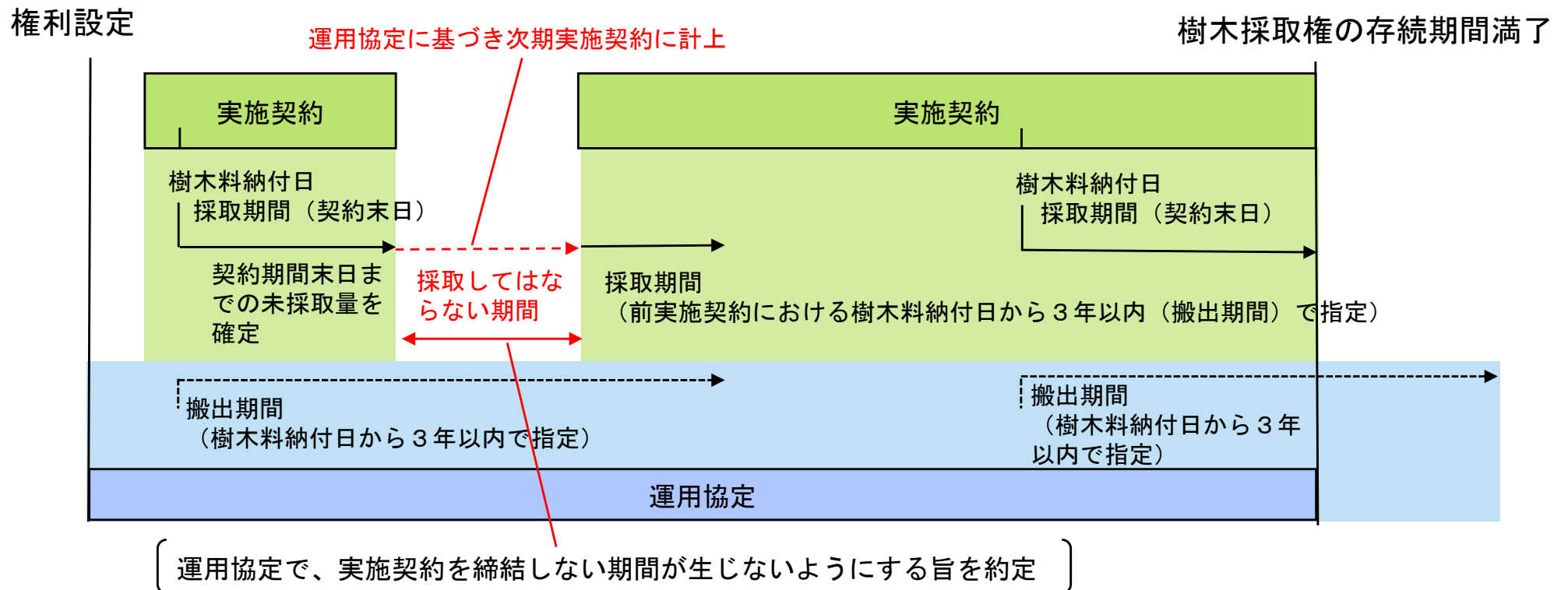
<登録に係る手続フロー（樹木採取権の設定の登録の場合）>



第10章 運用協定の締結

- 実施契約の契約期間外を含む樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利義務等を定める樹木採取権運用協定（運用協定）を樹木採取権設定後、直ちに締結しなければならないこととする。
- 運用協定においては、実施契約締結の手続、採取した樹木の搬出期間、国有林野の使用の条件及び手続、樹木採取権の存続期間満了後の取扱い等について定める。
- 実施契約の契約期間中に採取を終えられない場合は、次期の実施契約の施業計画に当該箇所を計上し、樹木料を再度納付することなく、搬出期間内に採取できるようにすること等の次期実施契約での対応事項についても、運用協定に定める。

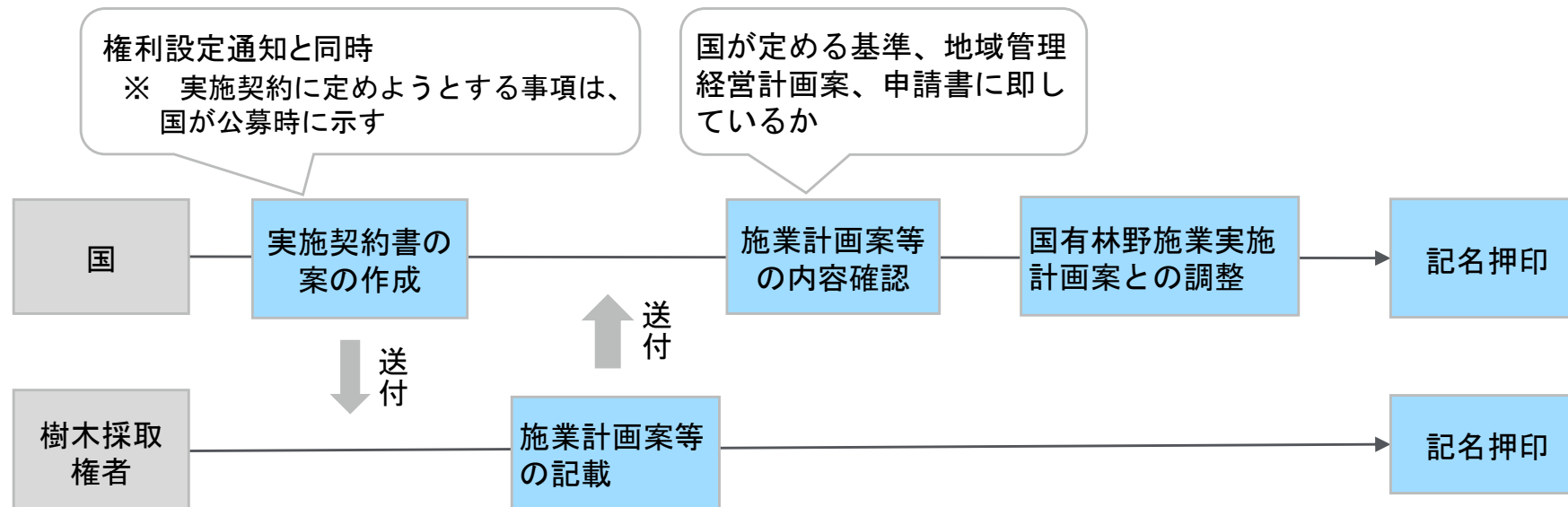
<運用協定と実施契約との関係イメージ（搬出期間が樹木料納付時点の実施契約の期間を越える場合のイメージ）>



第11章 樹木採取権実施契約

- 樹木採取権者は、事業を開始する前に森林管理局長と樹木採取権の行使方法を定める樹木採取権実施契約（実施契約）を締結しなければならない。
- 実施契約においては、樹木を採取する箇所及び面積等に係る施業計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、樹木の採取跡地における植栽の実施に関する事項等を定める。
- 実施契約の締結においては、樹木採取権者の施業計画、木材の安定取引関係の確立に関する事項等の案を森林管理局長が確認し、その内容に問題がなければ、国有林野施業実施計画案と整合するように調整する。
- 実施契約は、地域管理経営計画の始期又は終期（可能な場合はその双方）と一致するよう、契約期間を定める。
- 樹木採取権者の適切な義務の履行を担保するため、実施契約及び運用協定において契約の履行義務違反に対する違約金を課すこととする。

＜樹木採取権実施契約の締結手続フロー＞



第12章 施業計画等(施業計画と実行計画)

- 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保する観点から、実施契約に定める施業計画は、樹木採取区ごとに定める採取の基準及び樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合するものでなければならない。
- 施業計画は施業計画台帳（採取を予定する伐区ごとの林小班、樹種、林齢、伐採率、皆伐・間伐等の採取方法、伐区面積、採取箇所面積及び各年の合計伐区面積等）及び施業計画図（伐区及び設置予定の土場等の位置）等により構成される。
- 樹木採取権者は毎年度、翌年度の樹木の採取の具体的な計画である実行計画案を森林管理局長へ提出する。実行計画は実行計画台帳（採取する伐区ごとの林小班、樹種、林齢、伐採率、皆伐・間伐等の採取方法、伐区面積、採取箇所面積、作業道の規格、採取開始予定時期、搬出の完了予定時期、造林事業請負契約締結希望時期、造林事業請負契約完了見込み時期等）及び実行計画図（伐区、土場、作業道の作設等により生じる支障木の位置等）等により構成される。

<施業計画台帳様式の例>

予定伐区	林小班	樹種	計画時点林齢	伐採率	採取方法	伐区面積	採取箇所面積	生産固定経費共通伐区	摘要
				%		ha	ha		
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち○年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち○年	—	—	—	—	—	—	—	—	—

<実行計画台帳様式の例>

伐区	林小班	樹種	計画時点林齢	伐採率	採取方法	伐区面積	採取箇所面積	作業道の規格	採取開始予定時期	搬出完了予定時期	造林事業請負契約締結希望時期	造林事業請負契約完了見込時期	生産固定経費共通伐区	摘要
				%			ha							
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第12章 施業計画等(採取の基準)

- 採取の基準は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木採取区ごとに森林管理局長が定めるもの。施業計画及び実行計画の内容及びこれらの計画に基づく樹木の採取は、採取の基準に適合する必要がある。
- 採取の基準の具体的な内容は、採取してはならない樹木、採取方法ごとの採取規整（皆伐における一塊の採取箇所の面積5ha以下等（下表参照））並びに上限採取面積及び最低採取面積等について定める。
- 計画にない箇所を採取しようとする場合は変更契約の締結を要する、計画よりも採取面積が減少する場合は変更契約は不要とする等の、施業計画の変更に伴う実施契約の変更契約の締結の要否については、実施契約において定める。

<採取の基準の具体的な内容>

事項	例
採取してはならない樹木	搬出終了後の天然更新木
採取方法ごとの採取規整	
採取できる林齢	林小班ごとの伐期齢以上
伐採率、一塊の採取箇所の面積	皆伐においては5ha以下
採取箇所の形状	1ha以上、複雑でない形状
保護樹帯の設定等	幅50m以上
新植地が隣接する場合の取扱い	一定年数の経過で採取可
法令の遵守	
その他の環境保全上配慮すべき事項	林地の保全
収穫調査との関係	
上限採取面積及び最低採取面積	（右図を参照）

上限採取面積・最低採取面積

n （年間の平均採取面積）
 $=$ 採取可能面積 $\div$ 権利期間とし、
 実施契約の期間を y とした場合、

- ・ y 年間の上限採取面積 $= n \times y \times 1.2$
 （ $y \leq 3$ の場合は、 $n \times y \times 1.5$ ）
- ・ 単年の上限採取面積 $= n \times 1.5$
- ・ y 年間の最低採取面積 $= n \times y \times 0.5$

第13章 土地等の使用

- 適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保の観点から、樹木採取権者は、国有林野を使用しようとするときは、森林管理局長に対し承認を求めなければならない、承認を得た範囲内で国有林野の使用を行わなければならない。この旨を運用協定において定める。
- 上記のほか、国有林野の使用、林道の利用についての取扱いを運用協定において定める。

<運用協定に定める国有林野の使用に係る取扱い>

事項	内容
原則	国有林野を使用しようとするときは、森林管理局長の承認が必要。承認を得た範囲内で、国有林野を使用しなければならない。
搬出期間	搬出期間内の国有林野の使用については、上記の承認があったものとみなす。

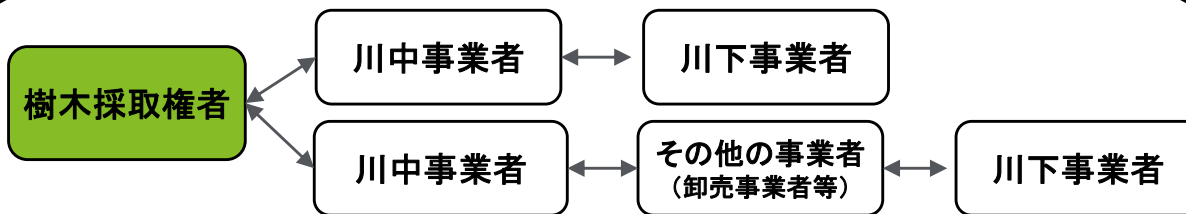
<運用協定に定める林道の利用に係る取扱い>

事項	内容
林道の管理主体	原則として国とする。
林道利用の協力義務等	・ 林道を通行止めにしてはならない ・ 林道を利用する車両に対し通行を確保する ・ 除雪は樹木採取権者の負担において実施する ・ 樹木採取権者が林道に損害を与えた場合は、樹木採取権者の負担において修繕する ・ 林道を利用する他の事業者と調整を図った上で利用する 等
樹木採取権者による路網（森林作業道の規格を超えるもの）等の新設・改良	・ 樹木採取権者が自己の負担で林道等の路網等の新設・改良を希望する場合、森林管理局長の承認を求めなければならない、当該承認を行ったときは、国と樹木採取権者は、国有林野の利用等に関する協定（路網等新設協定・林道改良協定）を締結する。

第14章 木材の安定的な取引関係の確立(概要・事業者の定義)

- 樹木採取権制度は、川上事業者と川中・川下事業者との連携を強め、木材の安定的な取引関係を確立する体制の構築を促進するものである一方、需要が確保されない中で木材を供給することによる既存の木材需給への影響も懸念されることから、川中・川下事業者と連携することを権利設定の要件とする。
- 木材の安定取引は、申請書の内容が審査基準に適合するかの審査及び毎年度の報告内容の確認によって担保する。また、国が公募時に示す「樹木採取権を行使する際の指針」において木材の需要拡大等の条件を設定し、申請書の内容が同指針に適合していることを参加資格要件とする。
- 川中事業者、川下事業者については、「木材の安定供給の確保の促進に関する特別措置法」に定義されている「木材利用事業者等」「木材製品利用事業者等」がそれぞれ該当する。（「等」はそれぞれ事業者団体を指している）

＜木材の需要拡大を行う川中・川下事業者との連携＞



- 公募時に示す指針として、新たな需要の開拓等、民有林からの木材供給を圧迫しないための条件等を設定
- それぞれの事業者が別の事業者であることは必ずしも必要ではなく、例えば樹木採取権者が川中事業者及び川下事業者を兼ねる場合も認める
※ 具体的な基準は審査基準等通知に定める。

＜新たな需要の開拓の例＞

- ・ これまで木材利用が少なかった分野における需要開拓
CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等
- ・ これまで国産材の利用が少なかった分野における需要開拓
2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等
- ・ その他
地元産材の活用による差別化（顔の見える木材での家づくり等）、輸出等

＜川中事業者（木材利用事業者等）とは＞

樹木採取権者が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者、又はその組織する団体。

- 例えば、原木を購入して製材品若しくは合板等を製造する業を営む者等

＜川下事業者（木材製品利用事業者等）とは＞

樹木採取権者が生産した木材を原材料とする製品を利用する以下の事業を行う者、又はその組織する団体。

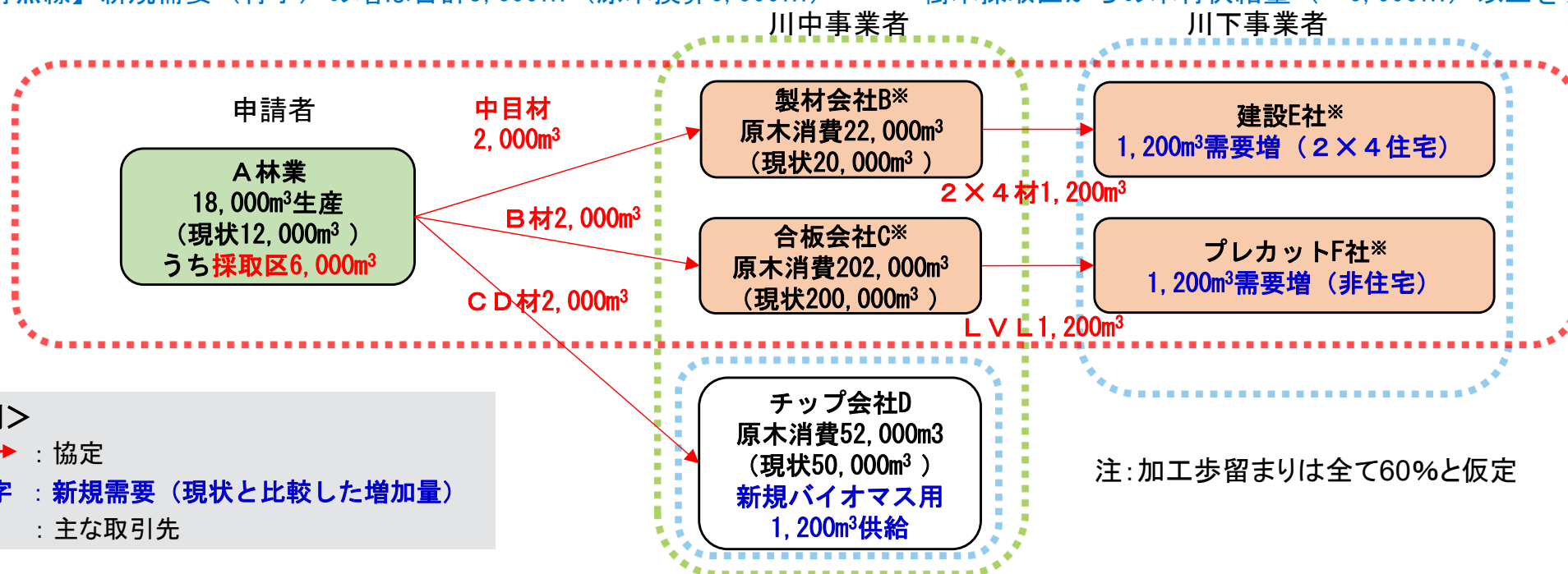
- ①土木工事業
- ②建築工事業
- ③木材・木製品製造業
- ④家具・装備品製造業
- ⑤パルプ製造業
- ⑥紙製造業
- ⑦電気業
- ⑧熱供給業 等

第14章 木材の安定的な取引関係の確立(事業量として満たすべき事項)

- 木材の安定的な取引関係の確立について、申請書に記載する事業量としては以下の全てを満たす必要がある。
- ア 事業者間における木材の取引に係る安定取引協定の締結により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安定的であり、その供給先が確保されることが確実に見込まれること。
- イ 樹木採取区から木材利用事業者等（川中事業者）を通じ木材製品利用事業者等（川下事業者）に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること。
- ウ 申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。
- エ 申請者の素材生産量が、申請者の樹木採取区からの素材生産量以上に増加すること。
- オ 川中事業者の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量（素材生産量）以上に増加すること。
- カ 樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、安定取引協定を締結している川下事業者をはじめとした取引事業者等の新規需要開拓に充てられること。
- ※ ア、イの具体的な基準は審査基準等通知に定める。

＜木材の安定取引に係る事業量のイメージ＞

- イ【赤点線】川中・川下事業者への取引量は原木換算で合計4,000m³ → 樹木採取区から供給される量の5割（＝3,000m³）超をクリア
- オ【緑点線】川中事業者の国産材原木消費量の増は合計6,000m³ → 樹木採取区からの木材供給量（＝6,000m³）以上をクリア
- カ【青点線】新規需要（青字）の増は合計3,600m³（原木換算6,000m³） → 樹木採取区からの木材供給量（＝6,000m³）以上をクリア



第14章 木材の安定的な取引関係の確立（実施契約における取扱等）

- 樹木採取権者は、提出した申請書における木材の安定取引に係る計画の内容に即して、契約期間における木材取引計画を実施契約の別紙として定め、毎年度、5月末日までに前年度の実績報告を国に提出する。
- 川中事業者の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量（素材生産量）以上に増加すること（前頁オ）、樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、取引事業者等の新規需要開拓に充てられること（前頁カ）への適合など申請書における目標については、複数年ごと（3年後、5年後、8年後、10年後など）にその実績を報告する。
- 森林管理局において開催される国有林材供給調整検討委員会において、樹木採取権者による取引について地域の木材需給等に具体的な悪影響が生じていると判断された場合には、森林管理局長が調査を行い、必要な対応を行う場合がある（「第16章 定期報告等」を参照）。

＜実施契約（木材取引計画）における取扱と申請書の内容の事後確認＞

- 実施契約における取扱い（主なもの）

	樹木採取権者の 素材生産量	樹木採取権者 →川中の取引量	川中→川下の取引量	新規需要開拓の内容
木材取引 計画に記載する事 項（契約期間）	➢ 契約期間における ・素材生産量 ・樹木採取区からの素材生産量	➢ 安定取引協定に基づく 契約期間の取引量	➢ 安定取引協定に基づく契約 期間の取引量	➢ 新規需要開拓の取組の 内容
毎年度の報告事項	➢ 前年度の ・素材生産量の実績 ・樹木採取区からの素材生産量の実績	➢ 前年度の取引量実績	➢ 前年度の取引量実績	➢ 前年度の新規需要開拓 の取組の実績

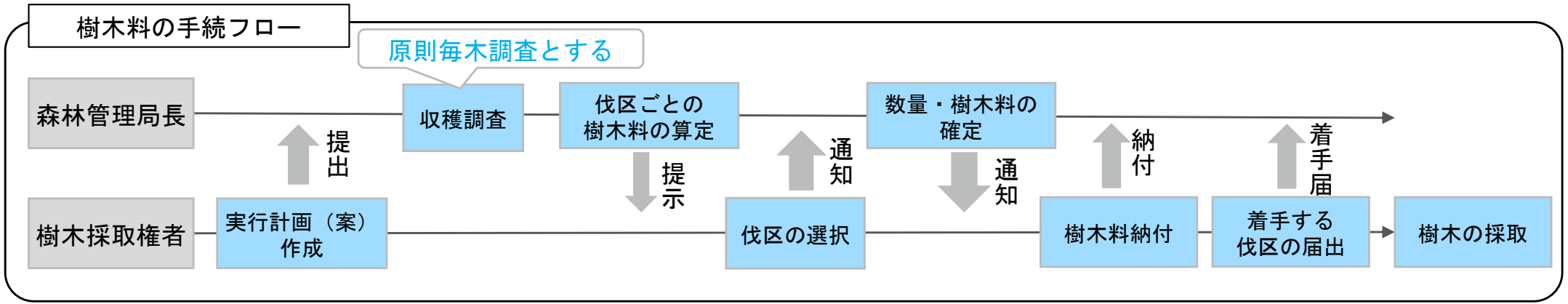
- 申請書の目標に係る複数年間隔の実施状況報告における取扱い

	樹木採取権者の素材生産量	川中の原木消費量	新規需要開拓の実績
報告事項	➢ 報告の前年度までの以下の事項の各 年度の実績及びその合計 ・素材生産量 ・樹木採取区からの素材生産量	➢ 報告の前年度における原木消費量の実績	➢ 報告の前年度までの新規需要開拓の 取組の実績 ➢ 報告の前年度の新規需要開拓の数量 実績

※ 申請書において、その他の事業者との取引等について記載した場合は、当該事業者に係る取引量等についても記載。

第15章 樹木料及び樹木の採取について(概要)

- 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ森林管理局長が算定した額の樹木料を国に納付しなければ、樹木を採取してはならない。
- 樹木料を算定するための収穫調査は原則毎木調査とする。
- 森林管理局長から伐区ごとの収穫調査結果及び樹木料の額を提示することとなるが、樹木採取権者は提示された樹木料等から判断し、実施契約に定められている最低採取面積を下回らない範囲で、当該箇所の採取を見送ることができる。



＜樹木料の提示及び回答のイメージ＞

伐区	面積(ha)	樹種・数量等				樹木料(円)	樹木採取権者回答	備考
		類別	樹種	本数(本)	材積(m³)			
22い	4.50	一般材 パルプ材 合計	スギ、ヒノキ外 スギ、その他L外	3,000 1,500 4,500	1,500 300 1,800	4,500,000	採取	図面、数量等の内訳は別紙○のとおり
22に	4.00	一般材 パルプ材 合計	スギ、カラマツ外 スギ、カラマツ外	2,500 1,500 4,000	1,250 300 1,550	7,750,000	採取	図面、数量等の内訳は別紙○のとおり
23は	5.00	一般材 パルプ材 合計	スギ、ヒノキ外 スギ、その他L外	4,000 1,000 5,000	2,400 200 2,600	15,600,000	—	図面、数量等の内訳は別紙○のとおり

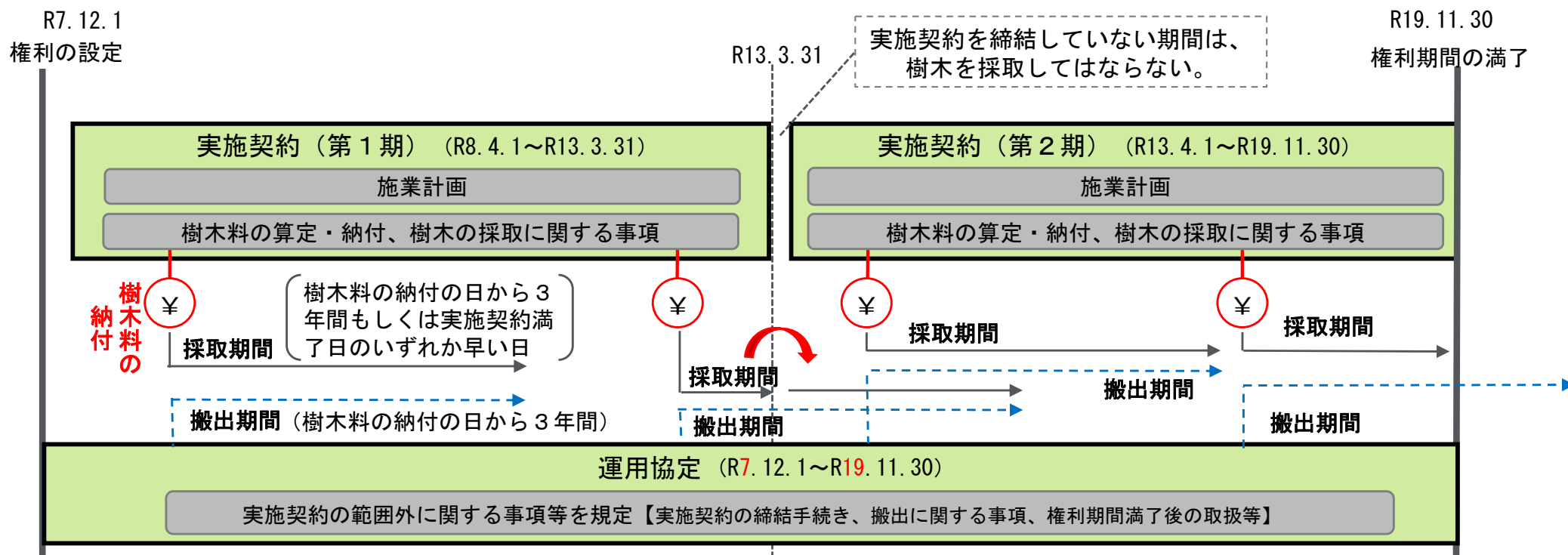
国から提示された樹木料の額、木材需要の状況等によっては、採取をしないことができる。

※採取を選択しなかった伐区について、再度採取をすることとした場合で、樹木料の提示から1年を超えて再度収穫調査が必要な場合等は、樹木採取権者が自らの費用負担により指定調査機関に委託して収穫調査を行う。

第15章 樹木料及び樹木の採取(樹木料納付から採取の流れ)

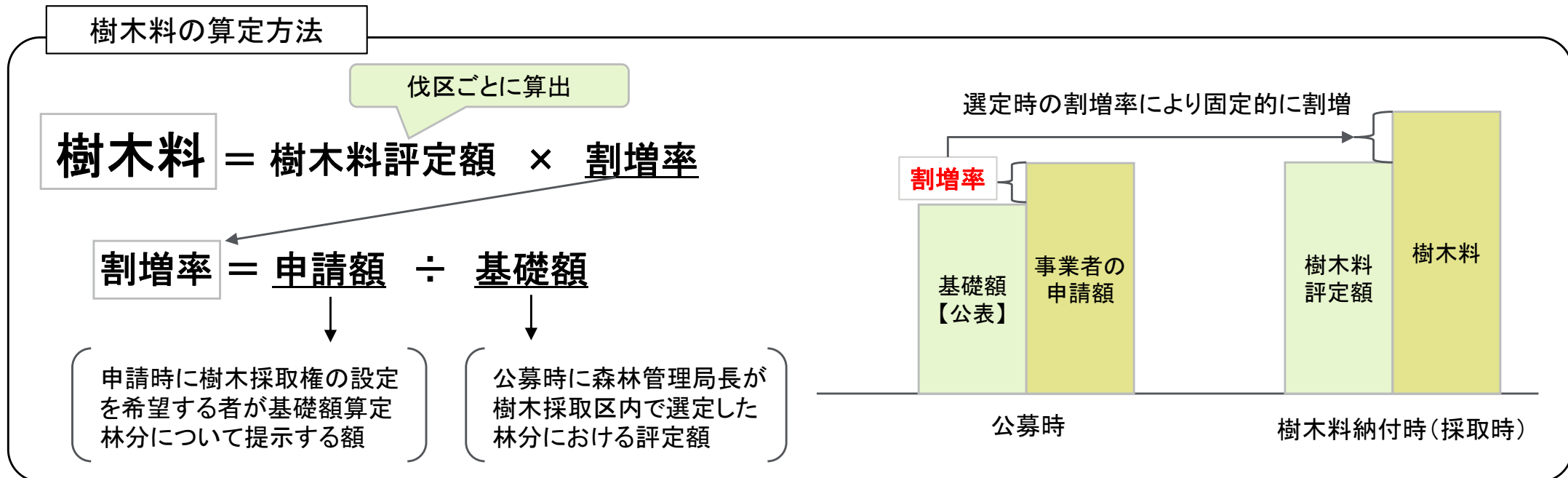
- 樹木料の納付から採取に至る手続等については、実施契約及び運用協定に定めるものとする。
- 採取期間は、樹木料の納付の日から3年間※¹又は実施契約の期間満了日までのいずれか早い日で指定※²。樹木採取権者は採取期間に伐区内の採取することとされている全ての樹木を採取しなければならない※³。樹木採取権者は、樹木の採取を終えたときは遅滞なく採取済届を提出しなければならない。
 - ※¹ 森林管理局長は、3年より短い期間を指定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
 - ※² 搬出期間が実施契約期間を超えて定められ、実施契約期間中に未採取に終わった樹木については、運用協定に基づき、次期の実施契約の施業計画に計上されることにより、当初の搬出期間が採取期間となる。
 - ※³ 期間内に採取しなかった樹木は、再度樹木料を納付しなければ採取してはならない。
- 搬出期間は、樹木料の納付の日から3年間※¹とし、樹木採取権者は採取した樹木について搬出期間満了日までに全て搬出しなければならない。樹木採取権者は、搬出を終えた場合、遅滞なく、搬出済届を提出しなければならない。搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、なお搬出されていない樹木の所有権は国に帰属する。

<樹木料納付から採取の流れ (R7年12月1日に樹木採取権を設定した場合の例) >



第15章 樹木料及び樹木の採取(樹木料の算定方法)

- 樹木料は、樹木を採取する伐区ごとの樹木料評定額に割増率を乗じて算定される。
- 樹木料評定額は、樹木料評定式（森林管理局長が公募時に公表）により算出される。割増率は、基礎額で申請額を除して得られる割合で、権利期間中は固定されるが、これは選定時の申請額の評価の結果を権利期間にわたり樹木料に反映させるためである。
- 基礎額は、公募時に森林管理局長が樹木採取区内で伐採方法ごとに林分内容及び搬出条件の2つの因子により偏りがないように選定した林分（基礎額算定林分という。）における評定額であり、樹木料の算定と同様、樹木料評定式により算出される。
- また、申請額は、基礎額算定林分について樹木採取権の設定を受けることを希望する者が森林管理局長に提示する額であり、樹木採取権者の審査・評価に用いられる。



第15章 樹木料及び樹木の採取(樹木料評定式)

- 樹木料評定式は、樹木採取権制度の創設に当たって、立木販売実績を基に販売価額を求めるため、統計的な手法を用いて作成した式である。森林管理局長が、公募時に樹木採取区ごとに公表する。伐区ごとの収穫調査の結果、近隣の原木市場等の丸太価格、当該伐区の木材生産に係る経費など様々な変数を用いて、樹木料評定式により樹木料評定額を算出。
- 樹木料評定式に用いる丸太価格については、近隣の原木市場等の直近1年間を平均。伐区の木材生産に係る固定的な経費は、近接する伐区については共通するとみなした上で算出。
- 樹木料評定額の上限単価(円/m³)として、樹木採取区の近隣における直近1年間の立木販売実績(一般競争入札)の最高単価を設定。

森林管理局長が、公募時に樹木採取区ごとに示す樹木料評定式により樹木料評定額を算出

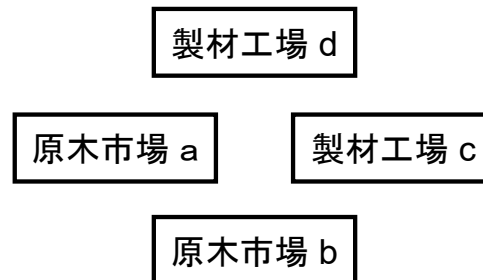
〈樹木料評定式〉

$$\begin{aligned} \log_e(\text{樹木料評定額}) &= a_0 + \sum a_i x_i \\ &= a_0 + a_1 x_1 + a_2 x_2 + \dots + a_{n-1} x_{n-1} + a_n x_n \end{aligned}$$

a_i : x_i の係数。 a_0 は定数。

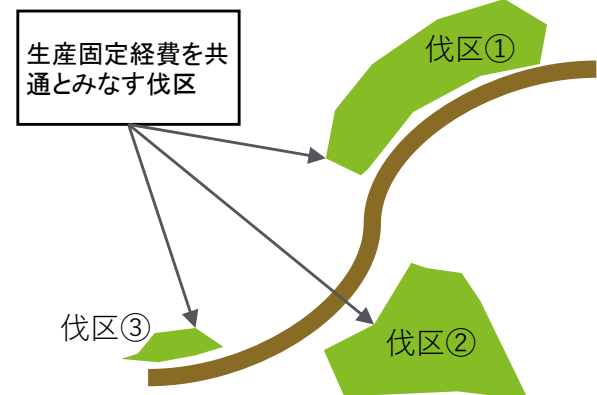
x_i : 変数。収穫調査の結果(公表)や丸太価格、木材生産経費等から計算した数値(計算過程は非公表)。

丸太価格は、森林管理局長が、調査した近隣の原木市場等の丸太価格(直近1年間の平均)を使用



丸太価格(直近1年間の平均)

林業機械の回送費などの生産固定経費は、近接する伐区については共通するとみなした上で算出



施業計画における伐区①の面積+伐区②の面積+伐区③の面積 ≤ 10ha の範囲で適用。

第16章 定期報告等

- 事業の実施状況及び国の財産である樹木の採取の状況を把握するため、樹木採取権者に毎年度の定期報告を求めることとし、実施契約及び運用協定においてその旨を定める。毎年度の事業の実施状況等についての定期報告を原則として翌年度の5月末日までに提出することとする。
- 森林管理局長は、定期報告を受けたときは、主に採取の基準への適合や木材取引計画への適合について確認し、必要に応じて調査を実施するとともに、適切とはいえない事項が認められた場合には、実施契約及び運用協定に定められたとおり改善指導等の対応をするとともに、審査基準等通知を踏まえ、指示又は樹木採取権の取消しを行う。
- これらの定期報告のほか、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること等の基準への適合状況に関する報告、樹木採取権者の支配権の変動時における報告等について、運用協定に定める。

＜定期報告における主な確認事項＞

・採取の基準への適合の確認

確認対象	対応
総計最低採取面積	採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合、森林管理局長は、その理由が合理的なものであるか確認する。
上限採取面積	実績が上限を超えた場合、誤伐等が想定される。このため、森林管理局長は理由の報告を求め、合理的な理由に基づくものか確認する。

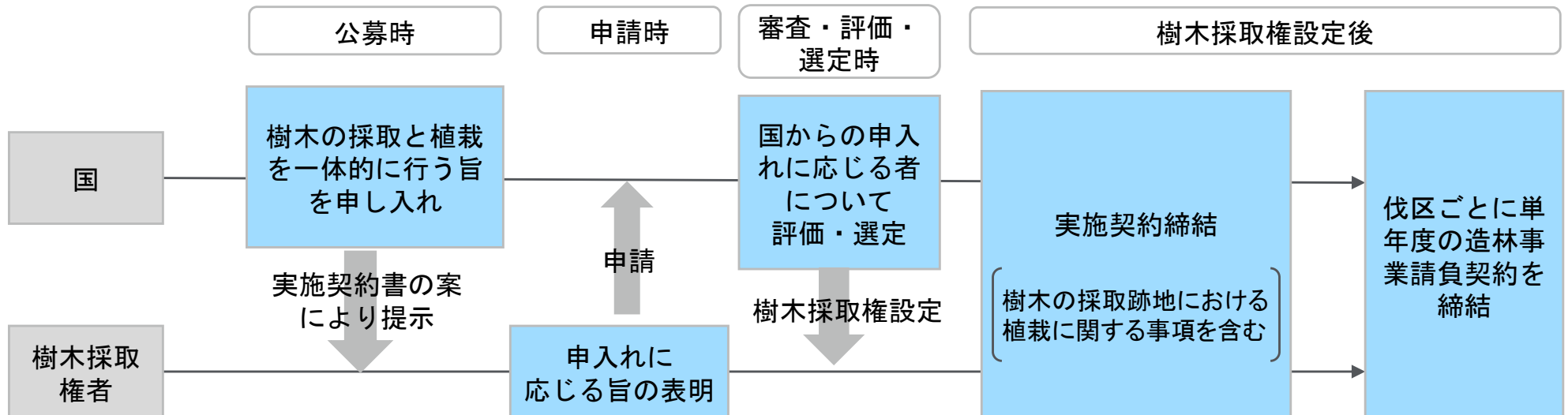
・木材取引計画への適合の確認

確認対象	対応
木材取引の実績	木材取引計画と木材取引実績が相違している場合には、森林管理局長はその理由を確認し、その理由が合理的なものであるかを確認する。 国有林材供給調整検討委員会において、樹木採取権者による取引について地域の木材需給等に具体的な悪影響が生じていると判断された場合は、森林管理局長が調査を行い、必要な対応を行う。

第17章 植栽等

- 樹木採取区の採取跡地についても、立木販売等と同様、国と事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより、国が責任を持って確実に植栽を実施する。
- 伐採・造林の一貫作業システムにより実施することで経費を低減させることができるため、樹木採取権者が、国の委託を受けて、樹木の採取と一体的な植栽の作業を行うこととする。樹木採取権者は、公募時に提出する申請書類において、国からの植栽の申入れに応じることの意思表示を行い、実施契約にも植栽の作業を行う旨を盛り込む。
- 樹木採取権者は、国の示す条件に従って、造林事業請負契約を原則として伐区ごとに年度ごとに締結する。この契約は、国が一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算した価格に基づく。
- 造林事業請負契約締結を締結できないことは、実施契約又は運用協定の違反に当たる可能性がある。

<採取跡地における植栽手続フロー>



植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、樹木を採取する年度に地拵えの契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能。なお、樹木を採取する年度に地拵え作業を完了する見込みが立たない場合は、翌年度に請負契約を締結することも可能だが、その場合も一貫作業システムを前提とした積算となる。

第18章 リスク分担

- 樹木採取権設定の時点では予測できない事故、天災等により損失が発生するリスクについては、国及び樹木採取権者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるものであることから、実施契約及び運用協定において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが必要である。
- リスク分担の考え方としては、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、かつ、リスクが顕在化する場合にその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクの負担者を決定する。なお、個別のリスクに対して負担者が取る対応方法については、実施契約及び運用協定ごとに定める。

<リスクの内容（例）>

（１）一般事項	リスクの内容
不可抗力リスク	天災、人為的事象（戦争、テロ、暴動等）等、通常の予見可能な範囲外のものであって、樹木の採取に直接影響を及ぼす事象
法令等変更リスク	法令等の変更
第三者損害リスク	事故による第三者の身体、財産等への損害
金利変動リスク	金利変動による資金調達に伴う利息の増加
物価変動リスク	物価変動による樹木の採取等の費用の増加
許可取得に関するリスク	樹木の採取に必要なとなる法令に基づく許可が取得できない場合
計画変更リスク	予期しない事情による施業計画等の変更

（２）樹木採取	リスクの内容
調査に関するリスク	収穫調査結果と実態に乖離があった場合
採取に関するリスク	採取の遅延、採取費用の増加、誤伐等の賠償
（３）事業の休止、権利取消し	リスクの内容
事業の休止リスク（不可抗力リスク除く）	事業が休止となる場合
権利の取消しリスク	樹木採取権が取消される場合

第19章 樹木採取権の取消し等

- 樹木採取権の取消しは、審査基準等通知に定められた基準に基づき行われる。
- 樹木採取権の取消しは行政手続法上の不利益処分に当たり、同法に基づく聴聞の手続、取消しの理由の提示が必要である。
- 樹木採取権者に帰責性がない場合の取消しは、公益上やむを得ない必要が生じたときであり、通常生ずべき損失につき国が補償を行わなければならない。

・ 樹木採取権者に帰責性がある取消し事由（法第8条の22第1項第1号の規定）

- イ 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき
- ロ 欠格事由に該当することとなったとき
- ハ 納付期限までに権利設定料を納付しなかったとき
- ニ （法律上の手続きを取らないで）事業を開始しないとき、又は一年以上休業したとき
- ホ 事業を実施できなかったとき、又は実施することができないことが明らかになったとき
- ヘ 樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他樹木採取権実施契約に定められた事項について重大な違反があったとき
- ト 樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき
- チ 一般承継した場合に届出をしなかったとき
- リ 一般承継したが樹木採取権者となる基準を満たさない場合に、指定された期間内に樹木採取権を譲渡がされないとき
- ヌ 正当な理由がなく、法律に基づく農林水産大臣の指示に従わないとき
- ル 保護義務の実施を怠ったとき

- ・ 樹木採取権者に帰責性のない取消し（法第8条の22第1項第2号の規定）
- ・ 樹木採取権の消滅（法第8条の22第3項の規定）

通常生ずべき損失につき国が補償

第20章 存続期間満了後等の取扱い

- 樹木採取権の存続期間が満了した場合の、納付済みの樹木料、採取された樹木の搬出、樹木採取権者が設置した施設、樹木の採取跡地における造林等の取扱いについては、下表のとおりとする。
- 樹木採取権の全部の取消し、樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の樹木採取権の全部の消滅、樹木採取権の全部の放棄があった場合、原則として、樹木採取権の満了時と同様に取り扱うものとする。

＜樹木採取権の存続期間が満了した場合の取扱い＞

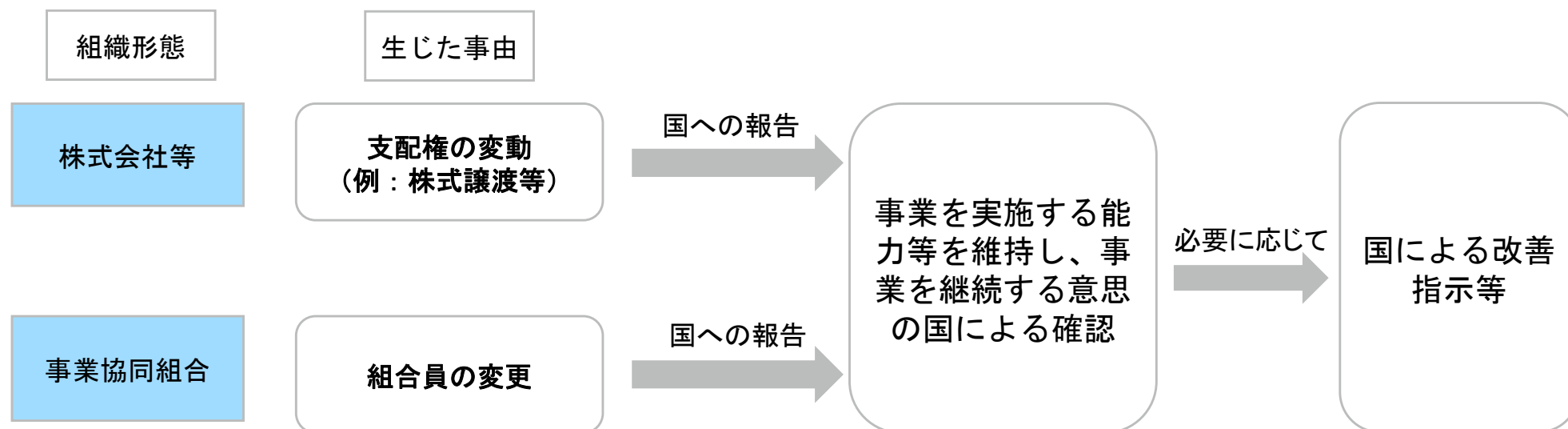
事項	取扱い
実施契約の取扱いについて	・ 樹木採取権が満了した場合には、樹木採取権は消滅し、樹木採取権者は樹木採取権者でなくなることから、実施契約の契約期間も樹木採取権の存続期間を超えることはできない。
樹木の採取及び樹木料の取扱いについて	・ 樹木料を納付していても、樹木採取権の存続期間が満了した場合には、樹木採取権者であった者は採取することはできない。 ・ 樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間の末日までに樹木の採取が可能と見込み、樹木料を納付したと考えられることから、納付された樹木料は、原則として返還されないことを実施契約及び運用協定に定める。
その他の事項の取扱いについて	・ 樹木採取権の存続期間満了後の施設の収去、樹木の採取跡地における造林、実績の報告等について運用協定で定める。

※ 法第8条の22第1項第1号の欠格事由に該当したとして樹木採取権の全部が取り消された場合においては、その後の造林を樹木採取権者であった者に委託することは適切とはいえないなど、樹木採取権の存続期間の満了時とは異なる取扱いをすべき事項について、運用協定に定める。

第21章 樹木採取権者に係る支配権の変動等

- 樹木採取権者は、権利の存続期間にわたり樹木採取権に基づく事業を実施する能力等を維持し、継続的に当該事業を実施する意思を有することが、選定手続を経て確認されている。
- 樹木採取権者の支配権に変動が生じた場合、従前とは異なる意思決定がなされる蓋然性が高くなると考えられるため、以下の支配権の変動等があった場合、樹木採取権者は森林管理局長に遅滞なく報告することを運用協定に定める。
 - ・ 樹木採取権者が会社法上の子会社等となったとき又は子会社等である場合に支配権の変動があったとき
 - ・ 株式会社以外の会社、会社以外の法人の形態において支配権の変動があったとき
 - ・ 樹木採取権者が事業協同組合等の組合である場合
 - i) 組合の事業を実施する能力及び意思が、組合を構成する組合員により担保される中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合等については、組合員の変更があったとき
 - ii) 個々の組合員が事業の実施に関して直接の意思決定権を有さない組合については、直接の意思決定権を有する者に変更があったとき

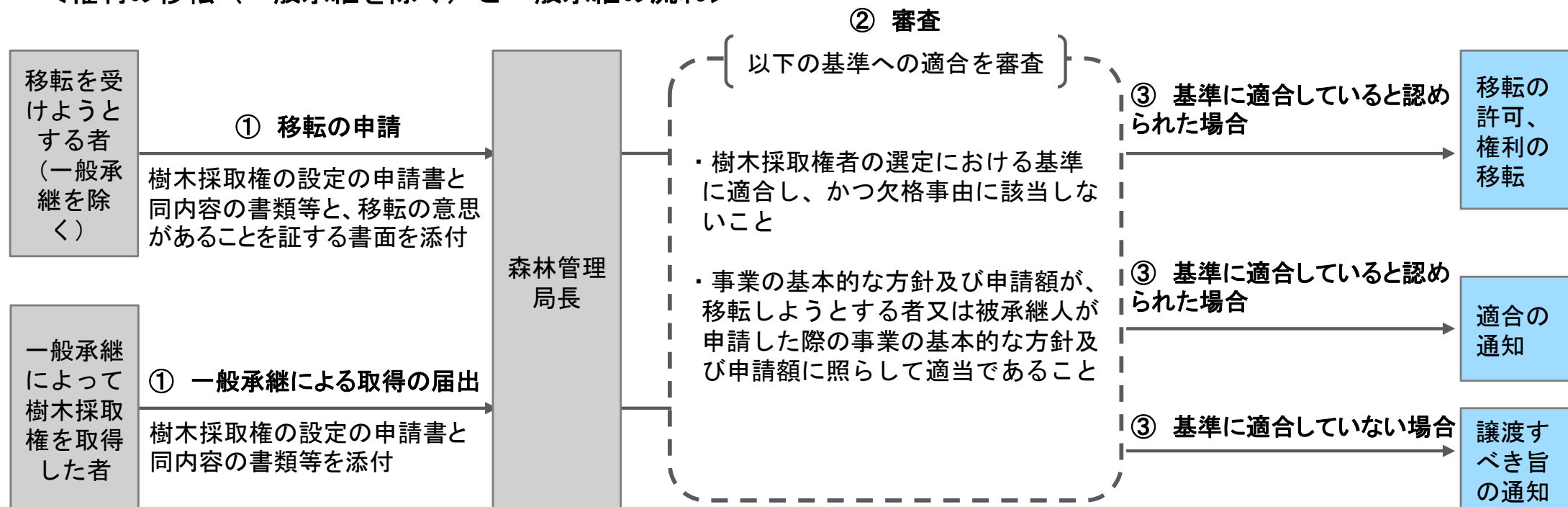
＜支配権の変動等に係る国への報告＞



第22章 樹木採取権の移転

- 法人合併、個人の相続等の一般承継を除く樹木採取権の移転に当たっては、樹木採取権の設定の申請書と同内容の書類等を添えて申請し、森林管理局長の許可を受ける必要がある。申請は移転を受けようとする者が行うが、トラブルを避けるため、申請に当たっては、樹木採取権者に移転の意思があることを証する書面を添付しなければならない。
- 樹木採取権の移転の許可により、樹木採取権が移転した場合、国と新たな樹木採取権者は新たに運用協定及び実施契約を締結することとなる。
- 一般承継によって樹木採取権を取得した者は、樹木採取権の設定の申請書と同内容の書類等を添えて、森林管理局長にその旨を届け出なければならない。なお、審査の結果、基準に適合しないときは1年以内に他の者に樹木採取権を譲渡する必要がある。

＜権利の移転（一般承継を除く）と一般承継の流れ＞

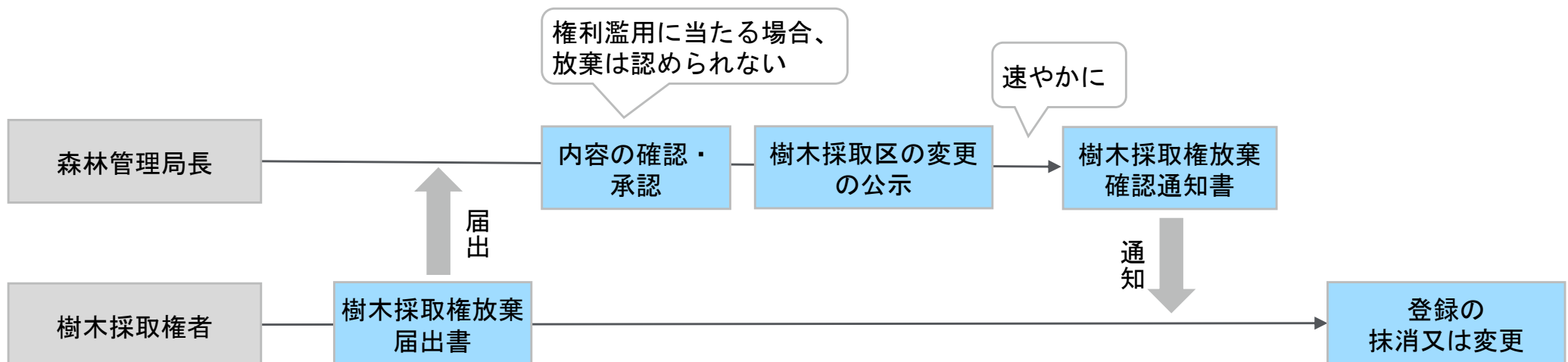


※ 抵当権が実行された場合においては、当該樹木採取権は、競売における最高価額買受申出人に移転することとなるが、この場合の移転についても、国の許可が必要。

第23章 樹木採取権の放棄

- みなし物権である樹木採取権は、放棄することが可能であり、放棄する際には、森林管理局長に対して、放棄する樹木採取権にかかる所在地、面積、放棄するやむを得ない事由等を付した樹木採取権放棄届出書を届け出なければならない。
- 森林管理局長は、樹木採取権放棄届出書の内容を確認し、放棄が権利濫用等に当たらない場合には、当該放棄に係る樹木採取区の変更の公示後速やかに、樹木採取権放棄確認通知書を樹木採取権者に通知するものとする。
- 樹木採取権の全てを放棄した場合は登録の抹消が、樹木採取権の一部を放棄した場合は変更の登録が必要となる。
- 取消しを回避するための放棄など樹木採取権の放棄が権利の濫用に当たる場合や森林管理局長に対する樹木採取権の放棄の意思表示がなされない場合には、当該放棄の効力は生じない。
- 樹木採取権を放棄するときの森林管理局長の承認、樹木採取権を行使したことにより、採取する意向のなくなった箇所、採取の基準により採取できなくなった箇所に係る放棄の手續等について、運用協定に定める。

＜樹木採取権の放棄の手續きフロー＞



第24章 会計上・税制上の取扱い

- 樹木採取権は、会計上、無形固定資産として扱うことになると考えられ、取得原価である権利設定料や売買価額は、存続期間にわたり一定の方法で減価償却することが妥当と考えられる（存続期間中、毎年安定的に採取できることから定額法の適用が考えられる）。税制上も同様に、存続期間を耐用年数として減価償却する。
- 樹木料の会計上の取扱いについては下図の点線部のように処理することが考えられるが、この処理を伐採の度に行うのは現実的でないため、四半期ごとや会計年度の期末に一括して処理することになると考えられる。
- 権利設定料や樹木採取権の売却価額、樹木料には消費税が課税される。

＜想定される会計処理のイメージ＞

立木販売物件の会計処理

契約時 棚卸資産 XXX / 現金 XXX

契約時に前払で支払うが、立木の状態で所有権が移転するため、事業者は取得原価(契約価額)を評価額として棚卸資産に計上。

伐採時 伐採費 XXX / 現金 XXX
樹木の伐採に要した費用を費用処理。

搬出時 搬出費 XXX / 現金 XXX
樹木の搬出に要した費用を費用処理。

販売時 売上原価 XXX / 棚卸資産 XXX
伐採費 XXX
搬出費 XXX

期末まで残った場合
 期末 棚卸資産 XXX / 伐採費 XXX
 搬出費 XXX

樹木採取権制度の会計処理

樹木採取権設定時 樹木採取権 XXX / 現金 XXX
(無形資産)

樹木料の支払等 前渡金 XXX / 現金 XXX
樹木採取権の場合、採取時に所有権が移転するため、樹木料の支払時は前払をしているのみであり、前渡金として処理。

伐採時 棚卸資産 XXX / 前渡金 XXX
伐採費 XXX / 現金 XXX

採取時に所有権が移転するため、棚卸資産として処理。
伐採費は現行と同様を想定。

搬出時 搬出費 XXX / 現金 XXX
 ▶ 現行と同様を想定。

販売時 売上原価 XXX / 棚卸資産 XXX
伐採費 XXX
搬出費 XXX

期末まで残った場合
 期末 棚卸資産 XXX / 伐採費 XXX
 搬出費 XXX

期末(決算整理仕訳)
減価償却費 XXX / 樹木採取権 XXX